

第4回 井原市立小・中学校のあり方検討委員会 要項

日 時 令和8年8月31日（月）14：00～

場 所 井原市役所4階 大会議室

1 開 会

2 審 議

- (1) 市民アンケートの結果について（報告）
- (2) 適正規模・適正配置について
- (3) その他

3 そ の 他

- (1) 第5回検討委員会について
 - ・令和8年10月開催予定（日付未定）

4 閉 会

小学校児童数推計

小学校	R19時点		
	全校児童数 見込	1学年 人数	1学年 学級数
高屋小	117	19.5	1
大江小	19	3.2	複式
稲倉小	45	7.5	複式
県主小	5	0.9	複式
木之子小	91	15.2	1
荏原小	45	7.5	複式
西江原小	172	28.6	1
野上小	6	1.1	複式
青野小	13	2.1	複式
井原小	79	13.2	1
出部小	410	68.4	2
芳井小	42	7.0	複式
美星小	33	5.5	複式
計	1,078		

中学校生徒数推計

中学校	R19時点		
	全校生徒数 見込	1学年 人数	1学年 学級数
高屋中	69	23.0	1
木之子中	88	29.3	1
井原中	344	114.7	4
芳井中	28	9.3	1
美星中	19	6.3	1
計	548		

※複式解消加配あり

- 【注】 ①この資料は、R19時点の各校の見込人数（第1回検討委員会配付資料）を基に作成している。
- ②少子化の加速により、見込より早いペースで児童生徒数の減少が進むこともあり得る。
- ③1学年学級数は、1学年人数が8人未満を複式学級、35人までを1学級、36人以上70人以下を2学級とした。

適正規模・適正配置を検討するにあたり、踏まえていただきたいこと

＜適正規模＞

1. 児童生徒数の推計（R19時点の各校の全校人数・1学年あたり人数）
2. 複式学級の編成（特に、全校児童数が概ね30人以下で完全複式となり得る）
3. 教職員の配置（小学校は通常の学級が2学級だと教頭が配置されず、学校運営に著しく支障をきたす）

＜適正配置＞

1. 少人数（全校30人程度）の小学校を望む児童及び保護者のニーズに沿えるよう、特別入学・転学制度の小学校は市域に1校は必要であると考えている。また、中学校への接続の観点から、新たに中学校1校を対象校とすることもあり得る。
2. 地理的に離れた美星小中を再編対象とすべきかどうかは、慎重に検討する必要がある。

【複式学級編成の主な基準】

小学校：1年生を含む場合は2学年を合わせて8人以下となった場合
2年生以上の2学年で合わせて16人以下となった場合

中学校：2学年で合わせて8人以下となった場合

※中学校は県の複式解消加配により、人数が少なくても複式学級が生じないよう措置されている。

※3学年以上を合わせる複式学級は不可。

【教職員の配置について】

教頭：小学校は通常学級が3学級以上の場合に配置。ただし全校児童生徒数が14人以下の場合は教頭が担任を兼ねる。

養護教諭：3学級以上の場合に配置。

事務職員：3学級の学校4校のうち3校に配置。

【特別入学・転学制度の現在及び今後の課題】

○野上小から井原中へ進学した際、学校の規模のギャップが大きく、集団生活に馴染めないケース（同級生へ意思表示できない、別室登校になる等）が散見される。

○井原中学校区以外の学区から野上小に通う場合、卒業後は元の学区の中学校へ進学するため、野上小での人間関係が途切れる。

○児童数ゼロ人の学年があった場合、年度途中の受け入れができない場合がある。

【美星小中の立地について】

○現状、スクールバスは美星町内を4ルートで運行している。乗車時間は最長45分。

○美星小から木之子小まで車で約20分かかる。

○したがって、美星小を木之子小へ再編した場合、乗車時間だけで最長約65分かかる。

※国が示す通学時間の目安は、概ね1時間以内

（参考）近隣他市の再編基準

高梁市

小学校：2学級以下が継続的状态または全校児童数14人以下は再編対象

中学校：各学年の生徒数9人以下が継続的状态は再編対象

玉野市

小学校：複式学級解消、できるだけ1学年2学級（クラス替え可となる規模）

中学校：1学年3学級（全教科で専門の教科教員が配置可能）

笠岡市

小学校：複式学級解消、1学級20人を目安（複式発生まではなるべく残す）

中学校：1学年2学級以上（クラス替え可となる規模）

特別入学・転学制度の概要

野上小学校の通学区域を野上町全域から井原市全域に変更したことに伴い、野上町を除く市内の区域から野上小学校への入学又は転学及び野上幼稚園への入園又は転園を可能とした制度。

※平成30年度～令和7年度までの延利用者数21人

※この資料は、各案の利点及び課題を整理するとともに、井原市における小中学校の適正規模及び適正配置を検討するためのものです。したがって、下記案のいずれかを採用するということではありません。
 ※小学校については、小中接続の観点から原則同じ中学校区にある小学校を再編先と想定しています。

○令和20年度からの小学校の学校規模について（再編案）

（案1）13→11小学校

※R19時点で全校14人以下となる小学校を再編対象とするもの。
 教頭が担任をしない規模。
 野上小は特別入学・転学制度対象校としてそのまま残すもの。

再編前	再編後	R19見込 児童数	1学年 人数	1学年 学級数
高屋小	高屋小	117	19.5	1
大江小	大江小	19	3.2	複式
稲倉小	稲倉小	45	7.5	複式
県主小 木之子小	木之子小	96	16.0	1
荏原小	荏原小	45	7.5	複式
西江原小 青野小	西江原小	185	30.8	1
野上小	野上小	6	1.0	複式
井原小	井原小	79	13.2	1
出部小	出部小	410	68.3	2
芳井小	芳井小	42	7.0	複式
美星小	美星小	33	5.5	複式

（案2）13→10小学校

※R19時点で全校14人以下となる小学校を再編対象とするもの。
 教頭が担任をしない規模。

再編前	再編後	R19見込 児童数	1学年 人数	1学年 学級数
高屋小	高屋小	117	19.5	1
大江小	大江小	19	3.2	複式
稲倉小	稲倉小	45	7.5	複式
県主小 木之子小	木之子小	96	16.0	1
荏原小	荏原小	45	7.5	複式
西江原小 野上小 青野小	西江原小	191	31.8	1
井原小	井原小	79	13.2	1
出部小	出部小	410	68.3	2
芳井小	芳井小	42	7.0	複式
美星小	美星小	33	5.5	複式

（案3）13→9小学校

※R19時点で全校30人以下となる小学校を再編対象とするもの。
 完全複式を回避する規模。

再編前	再編後	R19見込 児童数	1学年 人数	1学年 学級数
高屋小 大江小	高屋小	136	22.7	1
稲倉小	稲倉小	45	7.5	複式
県主小 木之子小	木之子小	96	16.0	1
荏原小	荏原小	45	7.5	複式
西江原小 野上小 青野小	西江原小	191	31.8	1
井原小	井原小	79	13.2	1
出部小	出部小	410	68.3	2
芳井小	芳井小	42	7.0	複式
美星小	美星小	33	5.5	複式

（案4）13→6小学校

※R19時点で全校60人以下となる小学校を再編対象とするもの。
 地理的に離れた美星小を残し、芳井小を再編対象とするもの。
 複式学級を解消する規模。稲倉小は木之子中学校区と見なす。

再編前	再編後	R19見込 児童数	1学年 人数	1学年 学級数
高屋小 大江小	高屋小	136	22.7	1
稲倉小 県主小 木之子小 荏原小	木之子小	186	31.0	1
西江原小 野上小 青野小	西江原小	191	31.8	1
井原小 芳井小	井原小	121	20.2	1
出部小	出部小	410	68.3	2
美星小	美星小	33	5.5	複式

○令和20年度からの中学校の学校規模について（再編案）

（案1）5中学校のまま

再編前	再編後	R19見込 生徒数	1学年 人数	1学年 学級数
高屋中	高屋中	69	23.0	1
木之子中	木之子中	88	29.3	1
井原中	井原中	344	114.7	4
芳井中	芳井中	28	9.3	1
美星中	美星中	19	6.3	1

（案2）5中学校→4中学校

※地理的に離れた美星中を残し、芳井中を再編対象とするもの。
 （1学年10人以下となるため）

再編前	再編後	R19見込 生徒数	1学年 人数	1学年 学級数
高屋中	高屋中	69	23.0	1
木之子中	木之子中	88	29.3	1
井原中 芳井中	井原中	372	124.0	4
美星中	美星中	19	6.3	1

(参考) 井原市立小中学校間の距離

資料 2

通学距離について（義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令）

通学距離が、小学校はおおむね 4km 以内、中学校はおおむね 6km 以内であること。（第 4 条第 1 項第 2 号）

ただし、この条件に適合しない場合においても、文部科学大臣が教育効果、交通の便その他の事情を考慮して適当と認めるときは、適合するものとみなす。

（第 4 条第 3 項）

